

## 平成28年度第7回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成28年10月12日(水)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時35分		閉会時間		14時18分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	3番	岡田 篤幸		4番	岩田 有司	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史		事務局長補佐 亀尾 憲司		事務員 田邊 操枝	
傍聴人	1人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について
その他	(1) 平成28年度農業委員会特別研修大会への出欠について (2) 平成28年度第6回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成28年度第7回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～省略～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 3番 岡田 篤幸      4番 岩田 有司 書記： 田邊 操枝
4. 議事 議案第1号 農地法第3条	議長	議事に入ります。『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につい

<p>の規定による許可申請に対する許可について</p>		<p>て、農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明いたします。</p>
	<p>局長補佐</p>	<p style="text-align: center;"><b>【 議案第1号朗読及び説明（議案書2～3頁）】</b></p> <p>番号1  土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m<sup>2</sup>  合計：畑 1筆 m<sup>2</sup>  譲渡人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転  から が売買で取得し利用するための申請です。許可基準、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。売買価格は10aあたり 円です。</p> <p>番号2  土地の表示： 登記：田 現況：田 m<sup>2</sup>  合計：田 1筆 m<sup>2</sup>  譲渡人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受事由：贈与 権利の種別：所有権移転  から が贈与で取得し利用するための申請です。許可基準、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。</p> <p>番号3  土地の表示： 登記：田 現況：畑 m<sup>2</sup>  合計：田 1筆 m<sup>2</sup>  譲渡人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受事由：贈与 権利の種別：所有権移転  から が贈与で取得し利用するための申請です。許可基準、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。</p> <p>番号4  土地の表示： 登記：田 現況：田 m<sup>2</sup>  登記：畑 現況：田 m<sup>2</sup>  登記：畑 現況：田 m<sup>2</sup>  登記：田 現況：田 m<sup>2</sup>  小計：田 2筆 m<sup>2</sup> 畑 2筆 m<sup>2</sup> 合計： m<sup>2</sup>  譲渡人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積 m<sup>2</sup>  譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転  備考： から が売買で取得し利用するための申請である。</p>

		許可基準、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。売買価格は、10aあたり 円です。
	議 長	議案第1号につきまして質疑を受けます。
	井上雅夫 委員	番号2と番号3は、譲渡人と譲受人が前後していますが、どのような関係ですか。
	局長補佐	一見交換のようですが、土地の面積、評価額が異なりますので等価交換という農地法の主旨からは違いますので、今回は贈与という申請になりました。お二人については姻戚、親戚関係はありません。同じ 地域で、現地調査資料を見て頂きますと分かると思いますが、それぞれの申請地が相手側の自宅側にありまして、土地の入れ替えを贈与で行うということで今回の申請に至ったと聞いております。
	井上委員	分かりました。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議無し。
	議 長	異議なしと認め『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第7条の1の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明させていただきます。
	局長補佐	<p style="text-align: center;"><b>【 議案第2号朗読及び説明（議案書4～5頁）】</b></p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 m<sup>2</sup> 貸人： 借人： 契約種別：使用貸借 用途：農業用施設 転用目的及び施設の概要：農業用倉庫（乾燥機設置） この申請地は農業振興地域農用地です。原則転用不許可であります。農業用施設建設の場合は例外に転用が認められています。転用目的は、農業用施設として乾燥機を建築です。現在の乾燥機設置場所は一般住宅が近くにあり、乾燥機の騒音や稲わら(すくも)の影響を与えかねないため、その影響を最小限に抑えるため、新たに倉庫を建築するものです。申請地は一般住宅から離れており、事業目的から見た転用面積、内容は問題なく、契約種別は使用貸借です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号2 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m<sup>2</sup> 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：倉庫(車庫)建築</p>

		この申請地は農振農用地除外地です。他の農地区分に非該当で、生産性も低いため、農地区分は第2種に該当します。事業目的は車庫の建築で、転用面積、内容は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。なお、申請者は申請地の西側の宅地 m <sup>2</sup> に一般住宅を建築予定です。
	議長	現地調査を行っていますので、白川委員より報告をお願いします。
	白川委員	本日午前8時30分より恩田会長、市川代理、岡田委員、岩田委員、植田委員、種委員、井上武委員、船谷委員、秦野委員、井田委員、私、事務局から頼田局長、亀尾局長補佐、産業課から竹中課長補佐の総勢14名で現地調査を行いました。 <p>現地は 集落の外れの 寄りで、 の左岸側で川から約500m山側に入った所です。両側を山に囲まれた谷の入り口のような場所の農地です。農道に面しています。両側に排水路がありまして、雨水は左側の排水路に流すということです。現地はこの一画です。隣地の承諾も得られますし、転用はやむをえないと判断しました。</p> <p>2番についてですが、 集落のちょうど中ほどにありまして、旧県道に面した所です。その旧道に面した土地の前の方が更地になっていますが、そこに一般住宅を建てて、その裏の農地を転用して車庫兼倉庫を建てるということです。前の住宅は道路とフラットになっていまして、後ろの畑は40cmほど低かったのですが、低い畑に盛土を行います。資料を見て頂きますと分かると思いますが、この土地の両側は既に一般住宅が建っています住宅に挟まれた土地です。その下に道とありますが段差があるので、そこに擁壁をして盛土をして前の 番地と同じ高さにして利用する計画になっています。転用はやむをえないと判断しました。</p>
	議長	議案第2につままして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第3号 非農地証明書 の交付について	議長	『議案第3号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第3号、非農地証明書の交付について、下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明をします。
	局長補佐	【議案第3号朗読及び説明(議案書6頁)】 <p>番号1  土地の表示： 登記：田 現況：山林 m<sup>2</sup>  合計：田 1筆 m<sup>2</sup>  申請人：  平成4年から 線 ～ 工事の際、従前の水利施設が利用できなくなり、杉等を植林している。杉の目通りでの直径30cmを確認し、20年以上の生育を確認しました。</p>
	議長	議案第3号につまましも現地調査を行っています。白川委員より報告

		をお願いします。
	白川委員	先ほど報告しました 14 名で、本日午前 8 時 30 分より現地調査を行いました。現地調査資料の 24 ページになります。ちょうど 集落の側になります。上側が で下側が旧道になっていますが、その間に挟まれた一画です。現地は杉の木が樹立して目通りで 30 cm くらいありました。20 年は経過していると思われ、妥当であると判断しました。
	議 長	議案第 3 号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第 3 号 非農地証明書の交付については』は承認されました。
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について	議 長	『議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 4 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添各筆明細書の通りです。
	局長補佐	平成 28 年 第 9 号、農業経営基盤強化促進法昭和 55 年法律第 65 号第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書 8～10 頁)】 [新 規] 整理番号 174 ～ 175 番 設定を受ける者： 2 名 設定をする者： 2 名 設定をする土地： 3 筆 計 3,680 ㎡ [再設定] 整理番号 176～ 177 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者： 2 名 設定をする土地： 3 筆 計 3,263 ㎡  この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議 長	質疑に入ります。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決決定致しました。
6. 報告事項 (1) 農地法第	議 長	報告事項『(1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』について上程します。

5条第1項の規定による農地一時転用届について	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』 朗読及び説明（議案書12～14頁）】 番号1の賃借料は10aあたり 円です。番号2の賃借料は10aあたり 円です。番号3の賃借料は10aあたり 円です。番号4の賃借料は10aあたり 円です。番号5の賃借料は10aあたり 円です。番号4と番号5は専決です。理由は急ぎの工事であることと、工事期間が6ヶ月以内2,000㎡以下の案件であることから地元の農業委員さんと現地を確認し専決としました。
	議長	質疑を受けます。
		(質問、意見なし)
	議長	ないようですので、『(1)農地法第5条第1項の規定による通知について』の報告を終わります。
6. その他 平成28年度農業委員会特別研修大会への出欠について	議長	『平成28年度農業委員会特別研修大会への出欠について』について説明を願います。
	課長補佐	農業委員会特別研修大会が平成28年10月28日に開催されます。公用車での移動とします。当日は11時までに天萬庁舎にお集まりください。欠席される方は挙手をお願いします。
		(恩田会長、岩田委員、作野委員、亀尾委員、井田委員、白川委員、欠席)
第8回農業員会総会の日程について	議長	平成28年度第8回南部町農業委員会総会は、平成28年11月9日(水)に開催致します。
その他	作野幹事	～ 省略 ～
8、閉会	議長	これにて平成28年度第7回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		